

マイナンバーカード

を利用して

住民票の写し・印鑑登録証明等を

コンビニエンスストア等で

取得できます。

戸籍証明、戸籍の附票の写しも取得できるようになりました！



いつでも!
近くで!
簡単に!



香取市ではマイナンバーカードを利用して、

住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書などが

全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で取得できます。

サービスが利用できる店舗

- ・セブンイレブン ・ファミリーマート
- ・ローソン ・ミニストップ等

(マルチコピー機がある店舗に限ります)

取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍証明書
- ・所得証明書
- ・課税証明書

ご利用可能時間

6:30～23:00

(12月29日～1月3日を除く)
※この他、臨時のシステムメンテナンス等で一時停止する場合があります。停止日はホームページでお知らせします。

ご利用にあたっては、マイナンバーカードが必要となります。

コンビニ交付 安心のポイント

・店舗内のマルチコピー機をご自身で操作するので安心です。
・証明書取得後のデータは一切残りません。

詳しくは

コンビニ交付及びマイナンバーカードに関するお問い合わせ先は

香取市役所 市民課

☎ 0478-50-1210

✉ shimin@city.katori.lg.jp

コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。



コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要です

コンビニ交付では、マイナンバーカードに格納されている利用者証明用電子証明書と **4桁の暗証番号**によって本人確認を行います。

○操作の手順(右側の二次元バーコードからも確認できます)

- ①マルチコピー機の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押し、次に「証明書交付サービス」を選択します。
- ②画面の指示に従いマイナンバーカードを用意し、「お住まいの市区町村の証明書」を選択、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力する。
- ③必要な証明書を選択し、手数料を入金すると証明書と領収書が発行されます。



※マイナンバーカードに有効な利用者証明用電子証明書が格納されている必要があります。
※**暗証番号を3回間違えるとロックされ利用できなくなります**。暗証番号がロックされたり、忘れてしまったときは、ご本人が市役所窓口にお越しいただき、暗証番号を再設定していただく必要があります。

注:香取市に住民登録されている方で**香取市以外に本籍があり**戸籍証明、戸籍の附票の写しを取得する場合には、マルチコピー機等から**事前に利用登録申請を行う必要があります**。利用登録申請についての詳細はJ-LIS ウェブサイトをご覧ください。(右側の二次元バーコードからも確認できます)



なお、本籍地で戸籍証明等のコンビニ交付を実施していない場合もあります。詳しくは本籍地市区町村役場にお尋ねください。

取得できる証明書の種類

住民票の写し	本人及び世帯員分が取得できます。 世帯主・続柄と本籍・筆頭者 については記載の有無を選択できます。(マイナンバー・住民票コードが記載された住民票、除かれた住民票の写しは市役所及び支所窓口での申請・発行となります。)
印鑑登録証明書	印鑑登録のある方が本人分を取得できます。
全部事項証明 (戸籍謄本)	香取市に本籍のある方が 取得できます。 香取市外に住民登録されている方は、事前に利用登録申請を行う必要があります 。利用登録申請についてはマルチコピー機等から行うことができます。
個人事項証明 (戸籍抄本)	
戸籍の附票の写し	改製原戸籍などは市役所及び支所窓口での発行となります。
課税証明書	1月1日時点で香取市に住民登録があり、利用時に住民登録がある方が 対象です。申告等により所得が確認できた方について、本人の最新年度分が取得できます。
所得証明書	(非課税証明書は市役所窓口での申請・発行となります。)

証明書手数料

全部事項証明(戸籍謄本)・個人事項証明(戸籍抄本)	1通につき 450 円
住民票の写し・戸籍の附票の写し・課税証明書・所得証明書	1通につき 300 円